

彦根市子ども・若者プランの中間見直しについて

1 中間見直しの背景

(1) (第2期)彦根市子ども・若者プラン

子ども・若者・子育て家庭を総合的に支援するため、令和2年3月に、計画期間を令和2年から令和6年として、市町村子ども・子育て支援事業計画をはじめとする6計画を一体的に策定した。

(2) 見直しの範囲

今年度は、計画期間の中間年に当たるため、内閣府の基本的な指針(※1)に従い、市町村子ども・子育て支援事業計画の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業(彦根市子ども・若者プランの第5章教育・保育環境の整備に掲載【97P～115P】)について、令和2年度以降の実績を踏まえ、令和5年度および令和6年度の量の見込みや確保方策等の見直しを検討する。

※1: 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)

- ▷ 教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数や地域子ども・子育て支援事業の利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合は、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行う。

2 中間見直しの考え方

内閣府の示している中間見直しのための考え方(※2)を参考に見直しを検討する。

※2: 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(令和4年3月18日付け内閣府事務連絡)

- ▷ 実績値の乖離の要因の分析や量の見込み等の見直しについては、新型コロナウイルス感染症等の影響に留意する必要がある(例: 当該影響により実績値が下がっている場合は、影響が発生する前の実績値の傾向を活用することにより見直しを行う等)。
- ▷ 教育・保育は、令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの実績値が計画の量の見込みよりも10%以上乖離がある場合は原則見直しを行う。
- ▷ 地域子ども・子育て支援事業は、実施状況や利用状況等に照らし、必要がある場合に見直しを行う。
- ▷ 実際にどのような方法で見直しを行うかは、当該事務連絡で示された算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断する。